

だい き ほっかいどうしやう ふく しけいかく がいよう
第 6 期北海道障がい福祉計画の概要

1 きほんてきじこう
基本的事項

けいかくさくてい 計画策定 の趣旨	しょう がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域 において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等が計画的に提供される ための実施計画として策定
けいかく 計画の もく 目的	しょう がいのある人を主体とした支援体制づくりを進め、本人が希望する暮らしの実現、 意欲や障がい特性に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進していくため、 「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本テーマ として目指す
けいかく い 計画の位 ち 置付け等	<ul style="list-style-type: none"> ほっかいどうちいきふくししえんけいかく しさくべつけいかく だい き ほっかいどうしやう しゃきほんけいかく 北海道地域福祉支援計画の施策別計画で、「第 2 期北海道障がい者基本計画」の 実施計画 しょうがいしゃそうごうしえんほうだい じやうだい こう もと とどうふけんしょうがいふくしけいかく 障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づく都道府県障害福祉計画 じどうふくしほうだい じやう もと ほっかいどうしやう じふくしけいかく 児童福祉法第 33 条の 22 に基づく「北海道障がい児福祉計画」 ほっかいどうしやう しゃじやうれいだい じやうだい こう もと しょう しゃしゅうろくしえんすいしんけいかく 北海道障がい者条例第 29 条第 1 項に基づく「障がい者就労支援推進計画」
けいかくきかん 計画期間	れいわ ねんど れいわ ねんど ねんかん 令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間

2 けいかく すいしん ぐたいてき とりくみ
2 計画の推進のための具体的な取組

すいしんこうもくおよ すいしんしさく 推進項目及び推進施策	ぐたいてき とりくみ 具体的な取組
(1) ほっかいどうしやう しゃじやうれい しさく すいしん 北海道障がい者条例の施策の推進	ぎゃくたい さべつ きんし ごうりてきはいりよ すいしん ・虐待や差別の禁止、合理的配慮の推進
(2) けんりようご すいしん 権利擁護の推進	
く 暮らしづらさを解消するための とりくみ 取組 ぎゃくたい ぼうし 虐待の防止 さべつとう かいしやう とりくみ 差別等を解消するための取組の すいしん 推進 い しけつていしえん すいしん 意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ちいき いいんかい ぎゃくたい さべつかいしやうとう かん 地域づくり委員会で虐待や差別解消等に関する 地域の課題等の解消に向けた協議実施 ほっかいどうしやう しゃけんりようご 「北海道障がい者権利擁護センター」における 虐待通報の受理、相談対応等 い しけつていしえん かつやう けんしゅう 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修 実施
(3) ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ 地域生活支援体制の充実	
そうだんしえんたいせい かくほ 相談支援体制の確保 しょう しゃ ちいきせいかつ いこうそくしん 障がい者の地域生活への移行促進 ちいきせいかつしえんきよてんとう せいび 地域生活支援拠点等の整備 じりつ しゃがいさんか そくしん 自立と社会参加の促進 ライフサイクルを通じた関係機関の れんけいきやうか 連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ちいき かつやう そうだん 地域づくりコーディネーターを活用した相談 支援体制の構築に係る市町村支援や地域生活に 係る総合的・広域的な支援 しんしやう しゃぶん かげいじゆつかつどう すいしん <u>新障がい者文化艺术活動の推進</u> しん どりくしよ すいしん <u>新読書バリアフリーの推進</u>

<p>すいしんこうもくおよ すいしんしさく 推進項目及び推進施策</p>	<p>ぐたいてき とりくみ 具体的な取組</p>
<p>(4) <u>新</u>北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進</p> <p>ほっかいどうい し そつうしえんじょうれい しさく 北海道意思疎通支援条例の施策の 推進 ほっかいどうしゅわげんごじょうれい しさく すいしん 北海道手話言語条例の施策の推進</p>	<p>どうみん りかいそくしん い し そつうしゅだん かくほ ・道民の理解促進 ・意思疎通手段の確保 じょうほうほしやう すいしん ・情報保障の推進 い し そつうしえんしゃ ようせいおよ はけん すいしん ・意思疎通支援者の養成及び派遣の推進 しゅわ しゅつとく きかい かくほ ・手話を習得する機会の確保</p>
<p>(5) サービス提供基盤の整備</p> <p>す きばんせいび じゅうじつ 住まいの基盤整備の充実 にちゅうかつどう じゅうじつ 日中活動サービスの充実 ちいきせいかつ ささ きばん 地域生活を支えるサービス基盤の 充実 きょうせいがたちいきふくしきよてん とりくみ すいしん 共生型地域福祉拠点の取組の推進 ちいきかんかくさ しゅくしやう 地域間格差の縮小 しせつ しえん 施設による支援</p>	<p>しゃかいふくししせつとうしせつせいびじぎょうとう かつよう ・社会福祉施設等施設整備事業等を活用したグルー プホームの整備 しんたいしんかせいび ぼうさいたいさく せいがんせんしやう <u>新耐震化整備などの防災対策、ウイルス性感染症</u> かくだいぼうし はか せいび <u>の拡大防止を図る整備</u></p>
<p>(6) 障がい児支援の充実</p> <p>こ はつたつしえん じゅうじつ 子どもの発達支援の充実 かぞく しえん 家族への支援 ふくし ほいく ほけん いりやう きやういく 福祉、保育、保健、医療、教育、 しゅうろうしえんとう かんけいきかん れんけい 就労支援等の関係機関と連携した しえん 支援 ちいきしゃかい さんか 地域社会への参加・インクルージョ ン(包容)の推進 しょう じしえんたいせい きばんせいび 障がい児支援体制の基盤整備 とくべつ しえん ひつやう こ しえん 特別な支援が必要な子どもへの支援</p>	<p>じどうはつたつしえん せつちすいしん しちやうそんちゅうかく ・児童発達支援センターの設置推進、市町村中核 こ はつたつしえん せいび 子ども発達支援センターの整備 しんしんせいじちやうかくけんさ りやういく たいせいせいび <u>新</u>新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備 きやうぎかい せつち てびきしよ しゅうちとう <u>のための協議会の設置、手引書の周知等</u> しんなんちやうじしえん ちゅうかくてききのう ゆう たいせい <u>新</u>難聴児支援のための中核的機能を有する体制の かくほ 確保 ・ペアレントメンターの養成</p>
<p>(7) 発達障がいのある人や医療的ケアが必要な在宅の障がいがある人等への支援</p> <p>はつたつしょう ひと いりやうてき ひつやう しょう ひととう しえん 発達障がいのある人への支援の じゅうじつ 充実 いりやう ひつやう しょう じしやとう 医療を必要とする障がい児者等へ しえん の支援 なんびやうとう ひと しえん 難病等である人への支援</p>	<p>はつたつしょうがいしゃしえん かんけいきかん ・発達障害者支援センターによる関係機関への しえん しょう とくせいとう たい りかいそくしん 支援、障がいの特性等に対する理解促進 いりやうてき じどうしえん きやうぎ ば せつち ・医療的ケア児等支援のための協議の場の設置 いりやうてき じどう いくせい ・医療的ケア児等コーディネーターの育成</p>
<p>(8) 精神保健福祉・医療施策の充実</p> <p>ちいきせいかつ ささ たいせい せいび 地域生活を支える体制の整備 ほけん いりやう すいしん 保健・医療の推進</p>	<p>せいしんしょう たいあう ちいきほうかつ ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム しんいぞんしょうたいさく すいしん <u>新</u>依存症対策の推進</p>
<p>(9) 就労支援施策の充実・強化</p>	

すいしんこうもくおよび推進施策 推進項目及び推進施策	ぐたいてき とりくみ 具体的な取組
どうみん きぎょう ぎょうせいとう いったい 道民、企業、行政等が一体となった おうえんたいせい 応援体制づくり いっぱんしゅうろう すいしん 一般就労の推進 たよう しゅうろう きかい かくほ 多様な就労の機会の確保 ふくしてきしゅうろう そこあ 福祉的就労の底上げ	きぎょう れんけい とりくみすいしん ・企業と連携した取組推進 しょくばていちゃく しえん ・職場定着の支援 しんだいがくとうざいがくちゅう しゅうろうしえん 新大学等在学中からの就労支援 しん のうふくれんけいとう そくしん 新農福連携等の促進 しんこうれいしやう しゃ たい しゅうろうしえん 新高齢障がい者に対する就労支援
(10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上	
じんざい ようせい かくほ 人材の養成・確保 しつ こうじやう サービスの質の向上	そうだんしえんじんじゅうじや かんりせきにしやとう ようせいおよ ・相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成及 ししつ こうじやう び資質の向上 しょうがいふくし じぎょうしやとう しどう ・障害福祉サービス事業者等の指導
(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進	
あんぜんかくほ そな ちいき すいしん 安全確保に備えた地域づくりの推進	しちやうそん さいがいじ ようはいりよしやしえんさく じゅうじつ しえん ・市町村の災害時の要配慮者支援策の充実・支援 たいせい 体制づくり しんかんせんしやうたいさく かが たいせいせいび すいしん ・新感染症対策に係る体制整備の推進

3 けいかく すいしんかんり 計画の推進管理

けいかく 計画の すいしんかんり 推進管理	せいがかもくひやう たっせいじやうきやう しさく すいしんじやう かいだいてう ぶんせき ひやうか 成果目標の達成状況や施策の推進上の課題等について、分析・評価するなどして ほっかいどうしやう しゃしさくすいしんしんぎかい しんちやくじやうきやう ほうこく いけんとう ぶ 「北海道障がい者施策推進審議会」に進捗状況を報告し、その意見等を踏まえて、 けいかく こうりつてき すいしん つと 計画の効率的な推進に努める。
--	---

4 れいわ ねんど ねんど せいがかもくひやう おも 令和5年度（2023年度）の成果目標（主なもの）

おも こうもく 主な項目	もくひやう ち R5目標値	かんが かつ 考え方
ふくしせつ にゅうしよしや ちいき 福祉施設の入所者の地域 せいかつ いこうもくひやう 生活への移行目標	にん 234人	れいわ ねん ねん がつまつ しせつにゅうしよしやすう やく 令和2年（2020年）3月末の施設入所者数の約2.4% で設定
せいしんしやう たいおう 精神障がいにも対応した ちいき ほうかつ 地域包括ケアシステム こうちく かが もくひやう 構築に係る目標	にちいじやう 316日以上 げんじやういじいじやう （現状維持以上）	にゅういんご ねんじてん たいいんりつ 入院後1年時点の退院率 しんたいいんご ねんい ない ちいき へいきんせいかつにつさう 新退院後の1年以内の地域における平均生活日数
ちいきせいかつしえんきよてんとう せい 地域生活支援拠点等の整 びもくひやう 備目標	しょういじやう 21か所以上	しょう ほけんふくしけんいき しょういじやう 障がい保健福祉圏域に1か所以上
ふくしせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労へ いこうもくひやう の移行目標	にん 1,414人	ねんかんいっばんしゅうろうしやすう 年間一般就労者数 れいわがねんど ねんど じっせき ばい せつてい （令和元年度（2019年度）実績の1.27倍で設定）
しんかくじぎやう いっぱんしゅうろういこう 新各事業の一般就労移行 しゃすう 者数	にん 840人	しゅうろういこうしえん れいわがねんど ねんど じっせき 就労移行支援（令和元年度（2019年度）実績の1.3 倍を設定）
しゅうろうけいぞくしえん がた れいわがねんど ねんど じっせき 就労継続支援A型（令和元年度（2019年度）実績の 1.26倍を設定）	にん 229人	しゅうろうけいぞくしえん がた れいわがねんど ねんど じっせき 就労継続支援B型（令和元年度（2019年度）実績の 1.23倍を設定）
しんしゅうろうていちゃくしえんじぎやう 新就労定着支援事業に	にん 323人	しゅうろういこうしえんじぎやうとう つう いっぱんしゅうろう もの 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のう ち、就労定着支援事業を利用する者の割合

おも ころもく 主な項目	もくひょう ち R5目標値	かんが かた 考え方
かん もくひょう 関する目標	70%	じぎょうしゃぜんたい しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしよ 事業者全体のうち就労定着率が8割以上の事業所 の割合
しょう じしえん ていきょう 障がい児支援の提供 たいせい せいびもくひょう 体制の整備目標	21 かし	しょう ほけんふくしけんいき しょういじょうせいび 障がい保健福祉圏域に1か所以上整備 （じどうはつたつしえん どう じぎょうしよすう 児童発達支援センター等の事業所数）
いりょうてき じとうしえん かん 医療的ケア児等支援に関 する目標	82 かし	しちょうそん いりょうてき じとう 市町村における医療的ケア児等コーディネーターの はいち いりょうてき じとう ざいじゅう しちょうそん 配置（医療的ケア児等が在住する市町村）

5 サービス量の見込みと基盤整備

しょうがいふくし りょう 障害福祉サービス量の きほんてき かんが かた 基本的な考え方	かくしちょうそん ちいき じつじょう てきかく はあく うえ 各市町村において、地域の実情やニーズを的確に把握した上で、 じゅうみん いけん こうりよ せつてい みこみりょう つ あ 住民の意見などを考慮して設定した見込量を積み上げたもので、 せいかもくひょうたっせい かつどうしひょう 成果目標達成のための活動指標
きばんせいびりょう かんが かた 基盤整備量の考え方	しきゅうけつてい おこな しちょうそん ていきょうじぎょうしゃ しょうざい しちょうそん 支給決定を行う市町村とサービス提供事業者の所在する市町村 ごと こと こうりよ けんいきちようせい おこな うえ けんいき こと きばん が異なることを考慮し、圏域調整を行った上で圏域ごとに基盤 せいびりょう せいり 整備量を整理する。
ちいきせいかつしえんじぎょう どう じ 地域生活支援事業（道事 ぎょう ひつよう みこみりょう 業）の必要見込量	どう せんもんせい たか そうだんしえんじぎょう せんもんせい たか いしそつうし 道は、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支 えん おこな もの ようせいけんしゅうじぎょう せんもんせい たか いしそつうしえん おこな 援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う もの はけんじぎょう いしそつうしえん おこな もの はけん かか しちょうそんそうごかん 者の派遣事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間 の連絡調整事業、広域的な支援事業、サービス・相談支援者、 れんらくちようせいじぎょう こういきてき しえんじぎょう そうだんしえんしゃ 指導育成事業を地域生活支援事業として実施。（P70、71）